

第5回国立市保育審議会会議録

日 時 平成26年10月24日(金) 午後7時～午後9時
会 場 国立市役所3階 第1・第2会議室
出席委員 委員 9名
(新開 よしみ 竹内 幹 山口 千恵子 津田 知佳子
川田 あゆみ 神田 憲治 川上 冴子 小島 幸子
大瀧 みどり)
欠席委員 委員 1名
(成塚 久美)

1.

【会 長】 ご説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、説明をさせていただきます。まず、今回延長保育料につきましてですが、資料は1から3でございます。まず資料のほうから説明させていただきます。

【事務局】 先に資料の確認をさせてもらってもいいですか。済みません。

【事務局】 失礼いたしました。では、資料の確認からさせていただきます。まず今回お手元にある資料、一番初めが第5回国立市保育審議会次第となっております。続きまして資料1、こちら国立市立保育園延長保育条例となっております。両面になっております。資料2でございます。資料2は、国立市立保育短時間利用時の延長保育についてという形でA4横の1枚になっております。資料3、延長保育実施保育所、利用料一覧という形でA4縦1枚となっております。資料4、国立市保育審議会答申(案)という形で、ページ数が5ページまでございまして、その後別紙が1から3までございます。今回配付の資料は以上でございます。足りないもの等ございましたらば言っただけければ用意させていただきます。

【会 長】 大丈夫でしょうか、皆さんおそろいでしょうか。では、延長保育料について説明をお願いいたします。

【事務局】 では、延長保育の説明をさせていただきます。お手元の資料のまず資料2のほうをごらんください。今回、延長保育という形のお話でございますが、前回お話の中で保育短時間の保育料について議論をしていただいております。その中で、延長保育というのは、現状では認可保育園でいえば、朝の7時15分から開所し、夜の6時15分まで11時間行っております。この11時間を超えた分、6時15分から7

時15分といった形につきまして延長保育料が発生しているといった形になっております。資料2は、下の部分、保育標準時間と書いてあるのが、新制度において11時間開所をしているときの時間の流れになっております。この下の保育標準時間の18時15分を超えた部分についてが延長料金が発生しているというのが、新制度でも前制度でも同じものになっております。

ただ、今度上のところにある保育短時間というのがございます。こちらが保育園の通常開所時間、開園時間といいたしでしょうか、そちらの時間が8時間というものがございます。そちらの8時間に利用している方につきましては、保育短時間の矢印のあるところについて、保育料が設定されたところがございますが、これよりも前、または後にもし保育の預かりがあった場合につきましては、ここは延長保育という取り扱いになるという形になっております。

そちらが今回の保育料という形の公立の部分の問題になるところなのですが、今度は資料1のほうをごらんください。資料1の国立市立保育園延長保育条例、こちらのほうの第2条のところに記載してございます。こちら午後6時15分から7時15分についてまでが延長保育とすると、こちらに書いてございますが、今回の新制度により「保育短時間」という言葉に今度なりましたので、この表2の7時15分という一番初めのところから8時半、4時半というところから6時15分、または7時15分までが延長保育の部分となっております。

続きまして資料1に戻っていただき、先ほどの第5条の部分でございます。延長保育料というところがございまして、月額という形では2,500円を徴収すると書いており、3段目のところには児童1人につき月額500円の延長保育料とすると、徴収すると書いてございます。こちらのほうは今回、今までは11時間開所の7時15分から6時15分までの11時間についてが通常保育料として支払っていただいているところがございます。それを超えた部分、つまりこちらのほうでいきますと6時15分から7時15分のところが、児童1人につき月額500円というような形で条例で規定されております。

今回は、この7時15分から8時半までというところの延長保育料と、6時半から、夕方の4時半から6時15分、または7時15分まで、こちらの部分に対して延長保育料が発生するということになりますので、その料金について審議をしていただきたいと思います。

資料3につきまして説明させていただきます。資料3は、延長保育実施保育所利用一覧となっております。公立保育園と私立保育園に分けられておりますが、今回決めていただく内容につきましては、延長保育料は公立の部分、上の保育園4園につきましての延長保育料となります。私立につきましては、こちらのほうは各園で独自に設定をしているところになりますので、各園ばらばらになってございます。

資料の説明は以上になります。

【会長】 ありがとうございます。何か今のご説明で不明な点やご質問はございますか。

つまり資料2の丸っぽい四角と、楕円のところの料金を決めてほしいということで

よろしいでしょうか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【会 長】 これは公立にのみ対応するものであって、私立の場合は各園に任されるといふことですね。

【事務局】 そのとおりでございます。

【会 長】 ご意見ございますでしょうか、延長料金について。

【委 員】 公立保育園の4園の中の要望書で、最近よく上がっているのが、緊急時に1日につき500円というところで、やっぱり電車の遅延とかで例えば月に6回となってしまうと、上限がどんどんかかってしまうというのが意見で出ていて、できればある程度一定になったら、例えば2,500円までいってしまったら、2,500円という形になることはできないのかという要望は毎年出ておまして、その点についてもちょっとご意見を伺いたいなと思っております。

【会 長】 2,500円というのは、つまり第5条のところですよ。

【委 員】 はい。

【会 長】 延長保育に要する費用が月額で申請した場合には2,500円で1カ月何回使っても2,500円におさまるといふところですよ。

【委 員】 はい。

【会 長】 新制度になると、この月額というのはどうなるのでしょうか。

【事務局】 現在、こちらのほうで考えているところにつきましては、長時間の方の6時15分から7時15分までに迎えにこられる方という形の中の定額となっております。新制度になっても旧制度であっても、この部分については変更しない予定でございます、というのをこちらで考えております。

【会 長】 今、委員がおっしゃったところは、従来どおりだと変わらないということになりますかね。

【委 員】 そうですね。

【会 長】 今までもそういうふうにはやられていなかったということですか。

【委 員】 月額ではなく、急な延長になってしまったときは500円なのですけれども、それも新制度になったら同じと考えてよろしいでしょうか。ただ、一応要望としては、超えてしまった場合は何か案をという要望は毎年出ていたので、ちょっと発言させていただいたのですけれども、無理なら無理で仕方ないと。

【事務局】 確かに公立さんからそういった要望が出ていて、今回、回答はさせてもらっているのですけれども、もしその考え方、上限、月額が2,500円で、月極された方は2,500円で延長が受けられると。突発でなった場合には、言い方はあれですけれどもワンコインといふか、500円になるけれども回数が5回以上、6回になれば3,000円になってしまう。それを上限の2,500円というご要望だと思っておりますけれども。

【委 員】 そうです。

【事務局】 この考え方について、もしよろしければせつかく施設の方がいらっしゃるので、例えば私立さんの保育園での考え方とか、そういったところがもしお聞きでき

ればいいかなとは思っているのですけれども。

【委員】 公立のことについてどうこう言うつもりは毛頭ないのですけれども、そういう例が過去にもありましたね。だから決められた金額を超えたということがあって、そういう場合には、その規定どおりいただいております。ただ、これが続きますかということを知って、続くと月極にしたほうがいいと思うのだけれども、どうしますかということは言います、毎月そういうのが続いているようであれば。ただ、そういう人の場合は、例えば年度末の決算期で仕事の関係で、その日数でおさまると思っていたのだけれどもというような例のときがありましたね。仕事の締めのために3月でとかという。ふだんの月というのはほとんど超えるという人はいないのですけれども、一声かけて、どうしますか、これが続くということは。ただ、そういう場合やっぱり見通しがつかないので、日額、月極でなくていきますという方もいて、それを月極に変えますという人は今まではいなかったです。今月はたまたまだったので、オーバーといっても物すごくオーバーではないので、このままでいいですよというような形。一声かけはどこでもやっているのではないかなというふうには思うのですけれども。

ただ、うちの場合だけで、ほかはわかりませんが、遅延した場合の理由は一切聞かないというふうにしています。そうしないと電車がおくれたというのを認めると、バスがおくれたとか、マイカーが渋滞していたとか、急に家族で何とかでという線引きが絶対できなくなってしまうので、それはもうしませんよということを最初に申し上げてというふうにしています。そうしないとどうしても、あの人のときはみたくてになってしまうので。申しわけないけれども、電車の遅延であれ何であれ一切理由はということ。

【会長】 委員のほうでありますか、公立のほう。

【委員】 公立のほうも今、委員がおっしゃったように、やっぱり5回を超えるような方が続くようなときには、月極にされたほうがいいのではないですかという声かけはするようにしています。でも、なかなか。やっぱり今、おっしゃったように、ずっと続くわけではなくて、短期的に忙しい時期が続くということで、なかなかそういう月極利用をお勧めしても変更しないで、また5回を超えてしまうというような方もいらっしゃるのですけれども、でも基本的には月極利用をそういう方にはお勧めしています。

【会長】 よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】 これ決めるときって、もし保育短時間の人が、朝も、16時30分からも2回払うという、そういう考え。延長のこの四角が幾らということは、1日、朝と夕方2回使ったら2倍という感じなのではないでしょうか。

【事務局】 今、その部分も含めて考えていただきたいと思っているところではございます。確かにこの図を見ていただくと、朝の部分で1回、夕方の部分で1回、夜6時15分から1回というような設定には見えるところではございます。ただ、今のお話のとおり、短時間保育の方につきましては、例えば始めの部分と後ろの部分合わせて1回とか、全部合わせて1回、その点については考えていただきたいと思うのですが、現在のところでは今、一番最後のところが500円というような形になっており、あとは

私立のほうがそれぞれやっているといった形を考えていきたいと思っております。

【会 長】 ほかに何かございますか。

【副会長】 いろいろ負担がふえてしまうのは何ですけれども、ただ、これ500円追加的に利用者のほうで払ったとって、何か変わるわけではなくて、朝の一番、本当にカオスみたいな大変なところに、さらにいつもよりは1名お子さんがふえて本当にわーっとなる感じのことを考えると、それで500円払ったから保育士さんが1人つくとか、そういうわけではないので、多分これは本当朝は大変なので、夕方も夕方で結構皆さん疲れてくるころだから大変ですけれども、そういうときにあえてそれでも1名追加で受け入れるのであればということで、逆に料金を低くしてしまうと、もちろんお子さんに会いたいというのがありますけれど、現場で大変になるので、そこでこういう一種ハードルを設けているのかなという感じで捉えたほうがいいのかという気がします。ただ、1日1、500円はちょっと高いかなという気もします。

【事務局】 補足で済みません。7時15分から8時半ということであれば、時間数でいうと1時間15分。それと16時半から18時15分であれば1時間45分、それと今までの18時15分から19時15分であれば、1時間に対して今まで500円というところだったのですが、この時間の変化などもちょっと考慮していただけないのかなと思いますけれども。単純にちょっと割り切れない数字ではあるので。

【会 長】 ありがとうございます。資料2の丸の延長の6時15分から7時15分の部分は500円のままでいきたいという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【会 長】 では、ここは短時間保育であっても標準時間保育であっても500円のままということで、月極も今までどおり可能だということで。長時間のほうだけですよね、月極があるのは。

【事務局】 そうでございます。

【会 長】 2、500円は変わらずということで。

【事務局】 はい。

【会 長】 では、丸っぽい四角のほうですね。朝と夕方のところを今、お話があったように1時間15分と1時間45分と、ちょっと時間的には1時間と同じように、少し長目になっているのですけれども、わかりやすく500円とするのも1つの案だと思いますし、このままで1つのセットとして。私立のほうでは、15分につき幾らという設定が資料3には見られますけれども、そうすると割り切れないですよ、500円、15分で。いかがでしょうか。

【事務局】 補足ばかりで申しわけないのですけれども、保育の短時間の、これは今回の制度で1号認定、2号認定、3号認定とするときに、保育短時間についても認定をする形になります。その認定の際に今、市のほうで考えているのは、短時間のこの時間にまず使えるであろうという人。だからもう8時間だから、あなたは自動的に8時間ですと決め込むのではなくて、例えば通勤の時間であるとか、そういうことも保護者の方とよくよく相談させていただいて、私だったらこの保育短時間の1.7%引かれた額でいけますよという方をまず選定していきたいなとは思っています。

また、就労形態が変わったりして、次の月にもうちょっと長くなったのだよということであって、8時間ではあるのだけれども、通勤時間帯が変わったから8時半より前にやらざるを得ないということになれば、認定を柔軟に変えていこうというふうには考えております。

【会 長】 ということは、短時間認定の人はあまり延長は発生、頻繁にはしないという理解でよろしいですね。

【事務局】 そうです。中には事情が変わられる方もいらっしゃるかと。

【会 長】 標準時間にするか短時間にするかは途中で変更が可能と。

【事務局】 はい。月単位ではありますけれども。

【委 員】 今、公立の保育園の職域内で話をしているのですけれども、保育短時間の人が保育園の中で懇談会ですとか、夕方に設定を今はしている場合があるのですね。土曜日のときもあるのですけれども。そういったときに園で主催した懇談会等の行事を夕方に設定したときには、そういう理由で延長保育料は免除という形がとれるのかどうかもちょっと確認したいなと思いますけれども。

【会 長】 それは今まで規定がなかったのでしょうか、そういったこと。

【事務局】 今、公立保育園でお話を伺っているのは、夜の懇談会のときには延長保育にかからない時間までの区切りでたしかやっていたらっしゃったと思うのですけれども。今はそうです。

【委 員】 そうなのですけれども、これから短時間の人が、この四角い延長のところにかかる時間設定にしたときに、免除はできるのかなと。

【事務局】 今は免除の形はとっていないのです、もし過ぎてしまったら。

【委 員】 今は6時15分以降の延長にかからないようにやっていますのですけれども、今後は6時15分以降にかかることは恐らくないと思うのですけれども、その前の時間、4時半から例えば6時ですとか、そういった時間に懇談会を開くと短時間の人は延長料金の時間にかかってしまうのですね。

【会 長】 そういったことは国立市のこの延長保育の条例で定めたほうが、定めないと。

【事務局】 そうですね。

【会 長】 きかないということなのですね。そうするとどこかに附則を入れていただくということですかね。

【事務局】 もしそういうようなことになれば。

【会 長】 いかがでしょうか、今のご意見ですけれども。そういうのも条例に加えていただくということ。

【副会長】 済みません、事務局にお伺いしたいのですが、例えばスポットで延長というのは、毎月別途追加料金ですよというご案内を郵送していますか。

【事務局】 スポットのときは、もちろんお子様を迎えにくる時間のことになりますので。

【副会長】 イエス、ノーでお答えが出せますけど。郵送していますか。

【事務局】 郵送はしておりません。

- 【副会長】 していませんか。でも都度追加料金は発生して計算して。
- 【事務局】 都度追加料金が発生して、月単位でこちらからいただいております。
- 【副会長】 わかりました。かえって月1回の利用のために一々計算して、届けは多分園から上がってくるのですね。であれば、もう各園の園長さんの裁量で月1回に関しては、それはもうもともとあるみたいなものにしておけば、かえって事務手続も、こちらの市役所さんも楽になるのではないかと思うのですね。私の住んでいる方、1回でもスポット延長すると、毎月請求書が追加でくるのですね。郵送費だけでもったいないぐらいで。逆にいえば月1回までなら、サービスということではないですよ、事務手続を軽減するために園長さんの裁量で。そういうふうなほうが弾力的で便利かなというアイデアです。何らかの附則でもつけるといいかと思えます。
- 【会長】 いかがでしょうか、今のご意見ですが。要は月1回だけなら免除するとか。
- 【委員】 そういう附則をつけていくと、もう限りがなくなってしまう。だから公立だと園長裁量って難しいのかどうかわかりませんが、私立の中で何か保護者の方に説明会を開くようなこともありますよね。すると大体夕方だとか。そういう場合は延長保育料はいただいています。
- 【委員】 いただいていない。
- 【委員】 ない。それは私の判断、よそもそうだと思いますけれども。皆さんにちょっと、あるクラスの保護者たちに集まってもらってちょっと説明したほうが良いようなことがあったりします。そういうときには別に判断するというほどのことではなくて、いただいてはけません。だから延長保育料をいただきませんなんていうのは言わないし、もう何時間もということは、8時だ9時だというわけではないので、その辺お子さんも別な部屋とか何かで預かっておりますから。何か公立の場合は、それは園長判断なんていうと、またいろいろ面倒くさいかもしれないから、そんなところではないのかなというふうに思います。
- 【会長】 ということは条例には書かないで。
- 【委員】 書かなくてもいいのではないのかね。
- 【会長】 常識の範囲でということで、各園長先生のほうで申し送りなりしていただいて。そういうことでよろしいでしょうか、今の件ですが。
- 【委員】 回数的にそんなに多いものではないですよ。
- 【委員】 年に3～4回ですかね。
- 【委員】 そういう判断のほうが良いと思います。
- 【会長】 事務局のほう、何か問題ありますか、今の。大丈夫ですか。よろしいですか。
- 【事務局】 この保育条例の中の第6条に、「市長は経済的理由等により」ということで、「困難であると認めたとき」という項目しかないのです、通常の条例のときには市長の判断というのが、もともと対応できるようなものがあつたりするので、もしこの項目の中にそういった特段の判断、例えば保護者会があるのでそういったときはというときに、または市長が認めたときはみたいなものを入れさせていただくことで、それが可能になるのかなと思います。

【会 長】 では、そのように第6条を訂正して、運用がしやすいような条文に変えていただくということで。

【事務局】 そういう方向で検討したいと思います。

【事務局】 特段で入れるというのはあまり。

【事務局】 条例に関しては運用上で、条例を見直す必要はないので。

【会 長】 それも記録に残していただきたいと思います。今の決めなくてはいけない延長料金なのですけれども、各丸括弧の中が500円ということでもよろしいでしょうか。では、短時間の方々にも各囲みごとに500円ということで。また表記については事務局のほうにお任せいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題の3番になりますが、答申案について。事務局のほうからまたご説明をよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、資料4になります。今までこちらのほうで議論していただいたものが今回、最終の第5回となつてございまして、それで市長に答申を出すといった形もありますので、答申案という形で資料4をこちらのほうで作成させていただきました。今回、こちらのほうをちょっと読ませていただきます。

国立市保育審議会答申（案）。平成26年7月16日付、国市厚第133号により、貴職から諮問のあつた表記の件について、保育審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記の結論を、済みません、これ「得たので」というふうにさせていただきます。ですます調になってしまひまして大変申しわけございません。得たのでここに答申する。

1、答申本文。本審議会では、審議により得られた結論に基づき、以下のとおり提案する。

1、（1）国の示した住民税ベースの利用者負担額の算定にした場合、実質の上昇金額が月額2万円前後になってしまうことが想定されることなどを鑑み、所得税ベースで現在の保育園の保育料と変わらない基準をもって算定していくこととする。については別紙1の表のとおりにする。

2、短時間保育利用者の保育料は、標準時間保育（11時間）と比較して短時間保育8時間であっても、必要なコストに大きな違いは生じないであろうことから、国の基準案として示された標準保育時間からのマイナス1.7%の額が妥当であると考え。については国の基準に従ひ別紙2の表のとおりとする。

3、公立保育園の短時間保育利用者の延長保育料は、現在の制度の均衡を図るため、こちらのほうが案となっておりますが、1時間当たりの利用について、先ほどお話をさせていただいた500円とする。書き方についてはもう少し考えさせていただきます。なお、私立保育園の短時間保育利用料、延長保育料については従前どおり各私立保育園でそれぞれ設定するものとする。

4、幼稚園における利用者負担額は、現在の保育料から就園奨励費の減額した実質負担額に大きな違いがないことから、別紙3の表のとおりとする。

5、今回の保育審議会においては、平成27年度に向けた子ども・子育て支援新制度への移行に伴う保育料の検討であるが、保護者の生活水準が変わらない中、保護者

への負担増とならないよう考慮し、審議を行った。その結果、2号認定、3号認定子どもに係る保育料については、住民税を基準とした利用者負担額について審議を行ったが、多子軽減等の考慮を行う方策がまだ確立できないことから、今回は従前どおりの所得税を基準とした利用者負担額とした。したがって今後適正な応能負担を期するために、さらなる審議を進めることを要望する。

【会 長】 一旦切ってよろしいですか。今、答申本文まで読んでいただきましたけれども、どこかご質問なりご指摘いただければと思います、訂正が必要であれば。

【委 員】 2番目のコストということなのですけれども、コストというのは保育の中身をいっているのか、コストという言葉がちょっと気になるのですけれども、子どもたちを見ているということであつたら、保育という言葉のほうがいいのではないかと。また保育以外の物質的な何かがあるのだつたら、両方併記をして書いたほうがいいのではないかと。保育内容をいうのであつたら、ちょっとコストという書き方はどうなのでしょう。

【会 長】 コストを保育内容としたほうがよいのでは。

【委 員】 ちょっと具体的なほうが。

【会 長】 いかがでしょうか。

【事務局】 ここでいうコストというのは、経費ということなのですけれども、その意味合いとしては物質の内容をいっているのではなくて、前に議論いただいた1.7%でいくのか、11時間分の8でいくのかということで、質という内容ではなくて、時間単価を経費という形で見たときにどう判断するかということだったので、今回コストという言葉を使わせてもらったのですが。

【会 長】 いかがでしょうか、今のところ。コストというのが気になるということなのですが、経費というふうにはっきり書いてしまったほうがすっきりしますか。であれば必要な経費というふうに文言をかえていただきたいと思います。

ほかに答申本文でご意見があればよろしく願いいたします。

【事務局】 今、こちらで読み上げた一番初めの1番のところ、国の示した住民税ベースのところがあるのですが、このところに「2号認定、3号認定の子ども」というような文言で、一番初めに入れさせていただきたいと思います。といいますのは保育園と幼稚園の話の中で、保育園の保育料の話はこちらのほうにありますので、その部分入れ替えられたらこちらで感じましたので、また入れておきたいというふうに考えます。

【会 長】 具体的には1番の前文の前に、一番冒頭に。

【事務局】 「2号、3号認定の子どもの保育料」というような文言を入れさせていただきたいと思っております。

【会 長】 「2号、3号認定の子どもの保育料」。

【事務局】 もうちょっと丁寧にいうと、子ども・子育て支援法の19条の2号の。

【事務局】 19条の第1項第2号。

【事務局】 その辺も入れないといけないのです、済みません。ちょっと細かいのですけれども、済みません。

- 【会 長】 説明として加えていただくということです。よろしいでしょうか。
- 【委 員】 はい。
- 【委 員】 前回の会議で、幼稚園の保育料に関して意見として、上がる方が何名かいるというところで、その辺の経過措置はできないのかという意見が出ていたと思うのですが、そのことはこれ以降のことで話が出てくればいいのですが、その辺の配慮というか。
- 【会 長】 ですよ。5名ほどいたと思いますけれども、事務局のほう、いかがでしょうか。
- 【事務局】 こちらについて上の者と話をした結果、この5名につきましては不利益が生じないようにこちらのほうで措置をとるといった形でございます。
- 【会 長】 それは個別対応ということで、この全体には入っていない、内容としては入っていないということですか。
- 【事務局】 はい、今回の個別対応という形にさせていただきます。
- 【会 長】 委員、よろしいでしょうか。
- 【委 員】 ありがとうございます。
- 【事務局】 どうしても全体にしてしまうと、総体的に大きくなってしまいますので申しわけありません、個別対応ということで検討させていただきます。
- 【副会長】 答申本文1ですけれども、事業名の後に、終わりのほうに「実質の上昇金額が月額2万円前後」、済みません、これはこんなでしたっけ、平均のことですか、この表は。こんなでしたっけ。平均はもっと低くなかったですか。初めの資料、今持っていない。申しわけないですけれども。答申で何か実質とか、前後ということは、平均幾らとかいれたらどうですか。
- 【事務局】 たしかこちらにつきましては、月額2万円前後とあるのはたしか最大でとか、結構高いという数字だと思いますので。実質の上昇金額という形ではちょっと表記がおかしくなってしまうですね。申しわけございません。
- 【委 員】 「保護者世帯によっては、月額2万円前後」とはっきり書いてある、「2万何百円上昇の家庭も少なからずあり」とかそういうふうにしないと。これだと何かみんな2万円どっと上がるみたい。いや、そこまでの何か負担増は厚労省は求めているはずで。前後とか、答申にはちゃんと試算の結果、平均幾らとかばっちり書いて、せっかく資料で出していたので。いいのではないですか、そこまでしっかり書いて。
- 【会 長】 では、1番のところの1文目の表現については、しっかりした金額でデータを出していただくということと、例外として2万円ぐらい上がる人がいるという事実を書いていただくということで、訂正をお願いいたします。
- ほかにございますでしょうか。多分本文が一番大事ですよ、お時間をいただいて。よろしいでしょうか。
- では、審議経過のほうを読んでいただいて。
- 【副会長】 ちょっとまだ実質はかわらないので、せっかく本文ですから、答申本文の5なのですけれども、2行目に「保護者の生活水準が変わらない中」というふうに一節

入れていますけれども、せっかくだから、もっと踏み込んで、少子化にあっては少しでも子育て世代をサポートしたい状況を受けとか、言葉だけなので何とでも。できれば、だったらポジティブなところを入れたいと。保護者というより子どもというか、子育てしている人たち、子ども本人も含め、そこをサポートしたいのでみたいな形にできますか。あまり実質は変わらないので。せっかくだから何かそこは少しでもポジティブな言葉を入れて、雰囲気が少しでもよくなればと思って。少子化にあってはできるだけ子育て世帯を支援、支援なら財政的には支援すべき状況にあるので、保護者への負担増とならないよう考慮し審議を行ったとか、少子化にあって子育て世帯を最大限支援すべき状況を鑑みとか、状況を踏まえ。少子化ですか、そんなぐあい。

【事務局】 わかりました。では、今のお話のとおり少子化においては抑制することで、保護者の負担増とならないようにというような流れで文言を入れさせていただきたいと。

【副会長】 子育て世帯を支援すべき状況を踏まえぐらい、踏み込んでください。

【事務局】 ありがとうございます。

【会 長】 生活水準のところは削除、要らないですね。そのかわりに、生活の水準云々のかわりにポジティブな支援の意気込みを入れていただくということで、よろしく願いいたします。

【副会長】 それでいいですか。これで皆さん、子育て世帯は少しでも。

【委 員】 私もそれは1つ入れていただけないか。せっかくこれだけの時間をかけてお話し合いをしていて、私もこのところもうちょっと何とか表現の仕方、違うかなと思って、国立市は子育てを応援しているのだよというところをちょこっとここに。結局は最終的には所得税ベースで同じようなあれでいくわけですから。でも、これだけ審議して、みんなが子育てを応援しているのだよということをちょっと入れていただきたかったなという気持ちはあります。

【副会長】 子育て世帯を支援すべき状況を我々は踏まえ、あるいは踏まえた。

【会 長】 ありがとうございます。では、そのように修正をお願いいたします。

ほかにございますか。途中でまた何かお気づきになったら戻っても構いませんので、続けて読んでいただきたいと思います。

【事務局】 1ページ目の中段から先ですが、2の審議経過からいきます。

(1) 保育園における利用者負担額の算定方法。ア、諮問の内容。子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、1人1人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立した。これにより市町村が平成27年4月より子ども・子育て支援新制度（以下新制度という）が本格的に施行されることが予定されており、新制度のもとでは小学校就学前部分は認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する、または家庭的保育事業所、小規模保育事業所を利用する場合、その保護者に対して施設型給付、地域型保育給付が支給されることとなった。

市町村は教育標準時間認定（1号）を受けた子ども、保育認定を受けた満3歳以上及び2号、保育認定を受けた満3歳未満の子ども3号ごとに、その施設型給付費の利

利用者負担額を決定する必要が生じてきた。このことから子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に定める幼稚園・保育園等の利用者負担額について、答申を求めるのが本審議会の諮問の要旨である。

イ、審議の内容。(1) 保育料設定の視点。子ども・子育て支援新制度に伴い、国の示した水準をベースに市町村が利用者負担額を定める必要がある。現行の階層別の保育料から移行するに当たり、現行の保育料からの変更があるかないか、また変更する要素があるかないか検討する。

2、保育料設定の条件。新制度の利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされている。国が定める水準を限度額として、市町村が定めるとされている。国が定める保育料水準は所得税ベースで算出されているが、新制度においては住民税ベースでの算出となる。

3、保育園保育料(2号認定、3号認定)の算定について。①算定に当たっての問題。国より提示された移行表は、所得税ベースから住民税ベースで一定のモデル試算をベースに再計算をし設定している。ところがこれをベースに市の階層に当てはめ、利用者負担額を計算したところ、各階層が上下し、利用者負担額の設定が変わることが判明した。②原因について。原因1、国の算定したモデルケースは4人家族、父・母収入はあるが非課税、子ども2人となって、所得税では配偶者控除及び扶養者控除が計上されており、母、子2人の3人分の控除額38万円掛ける3イコール114万円が控除される。しかし住民税では、配偶者控除はあるが子ども手当が創設されてから、年少扶養控除が廃止されているため、住民税の控除額33万円掛ける2人イコール66万円が適用されない。そのことを加味した上で、利用者負担率の階層が定められている。したがって3人以上子どもがいる場合は、ほとんどの人の利用者負担額が高くなり、子どもが1人の場合は利用者負担額は下がる。

原因2、個々が加入している生命保険等により控除額が所得税と住民税で異なることも若干の変動要素となっており、国が示している階層が8階層となっているのに対して、国立市は25階層と細分化していることと相まって、所得税ベースの計算から住民税ベースの計算に変更したときに生じる税額の差額が、細かく設定した階層の決まる部分で、上位の階層に上がってしまうことが考えられる。

原因3、所得税と住民税の税率の違いが、所得税が累進課税となるのに対し、住民税は一律であるため、世帯の所得の構成によって所得税の額と住民税の額が変わってくるが、これを埋めるケースは1パターンのみのため、共働き世帯のほうが税率の影響を受けやすくなっている。

(4) 短時間保育料。

【会 長】 イのところですね、今。

【事務局】 そうですね。

【会 長】 イまで読んでしまいませんか。

【事務局】 (4) 短時間保育料。2号認定、3号認定について。今回新たに短時間、8時間保育について、国が示している就労時間の短い世帯については、保育時間を短くすることで保育料についての長時間、11時間に対して低い金額を設定することとな

る。その金額について、どのようにするか検討した。国からは長時間保育の利用者負担額に比べて、マイナス1.7%として示している。

(5) 幼稚園の利用者負担額。1号認定について。①利用者負担額の設定の視点。子ども・子育て支援制度移行に伴い、国の示した水準をベースに新制度に移行する幼稚園の利用者負担額を市町村で定める必要がある。私立幼稚園は、これまでは各園により設定されている。また新制度では所得に応じた階層別の利用者負担額となる。

2、②保育料設定の条件。新制度においては同一市町村で教育標準認可認定のもとで、幼稚園に通う子どもの利用者負担額は、同じ所得状況であれば同じ額となる。新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均（私立保育園は年額30万8,000円、月当たり2万5,700円と、就園奨励金事業の国の補助金、保育料・入園料の全国平均をもとに所得段階別に設定）を踏まえ補助を受けた後の実質負担分額をベースに設定している。各私立幼稚園では、各園の独自教育にかかる費用等を保護者に説明した上で、上乘せ徴収として調整することになる。

【会長】 ありがとうございます。済みません、これちょっと表、タイトル、見出しが、済みません、1ページ目の大きい1番が答申本文で、大きい2番が審議経過となっていて、その後(1)となっているけれど、これアなのですか。何かわからなくなってきましたが、(1)が正しい。算定法、審議経過。

【事務局】 アが先です。

【会長】 だから(1)がまたアとかイの後にまた(1)が出てきたりするので、何が小見出しでどうなっているのか、ちょっとよくわからなくなっています。

【副会長】 2の下にぶら下がっている(1)から(4)は、括弧であるべきではないですね。

【会長】 何なのでしょう。大きく分けると審議経過が2で、3があるのですか。審議経過は後で述べればよいのですね、これは、3がないということは、では審議経過が、数字が何もついていない2が大きな見出しと考えてよろしいですね。その次の項目として、見出しは(1)でいいのですか。保育園における利用者負担額の算定方法。(2)が幼稚園。

【副会長】 5ページのところです。次の(2)は5ページの幼稚園の利用者負担額と、(3)が5ページの短時間。

【会長】 そうですね。では、何か記号を変えてください。どこが区切りかと思ったら、では1ページの(1)と、5ページの(3)がこのままの表記の括弧で、1の次の括弧で、その後、アとかイとかについているのは何か半型括弧とか、ローマ数字ということだとすれば、もうちょっと考えてほしい。ア、イ、ウ、エに惑わされている。ウも読んでください、済みません。4ページのウの試算の検討というところ。

【事務局】 では、ウ、試算の検討。(1)です。保育園、2号、3号の保育料については、国の方針に従い利用者負担額の算定方法は所得税ベースが住民税ベースに変更した場合に、現状の保育料から、変更の利用者負担額についての税評価等を検討し、今回の制度変更による保護者負担額の差額、乖離をなるべく生じないようにするために、

どのような方法があるかについて検討し、下記のような試算が作成された。

4点目です。

【会 長】 下記のようなというのが4ページの表に当たるわけですね。

【事務局】 はい。4ページ目ですね。制度変更による影響力についての検討。一覧は表になっているのですが、全部読んだほうがよろしいですか。

【会 長】 これ、今までの資料を張りつけただけであれば、皆さんご確認できていると思うのですが、よろしいでしょうか。今までの資料ですね。

【事務局】 そのとおりです。

【会 長】 では、後で見ていただいて、本文に戻ってください。

【事務局】 では、本文に行きまして、5ページ目になります。5ページ目の一番上になります。上記試算を検討した結果、国立市における2号、3号認定者の利用者負担額について、当審議会としては住民税ベースに移行した場合の影響額が1人当たり月額1,929円であっても、実質の上昇金額で月額2万円前後となってしまう増額、が想定されるのであれば、27年4月に向けて短い期間で国立市における利用者負担額を設定しなければならない状況を鑑みると、下記のとおり所得税ベースで現在の保育園の保育料と変わらない基準でもって算定するのが望ましいとの結論に達した。

【会 長】 済みません、今の最後の下記のとおりというのは何でしょう。下から2行目です。今、読んでいただいた、上から5行目。上記のとおりですかね。

【事務局】 こちらのほうは別紙1のとおりということで。

【会 長】 別紙1で。別紙1のとおりに修正してください。済みません、とても長いところなので、もう一度ごらんいただいて、ご意見をいただければと思いますが。

質問なのですが、3ページ目にも(5)として幼稚園の話が出てきていますね。これは後ろのほうにくつつくのではないのですか、5ページ目の(2)のところ。

【事務局】 3ページ目のところについては、審議の内容という形で記載をさせていただいているので。

【会 長】 これは保育園における利用者負担額の算定の方法というのが大項目になっていますので、中身は保育園のことだけしかないはずなのですが、短時間とか幼稚園のことが書いてあるので。だから、構成をもう一度組み直したほうが。内容についてどうこうではないのですが、非常にわかりにくくなっているので、何とか構成を。毎回の会ごとにやるのか、幼稚園とか保育園のことだけをまとめるのかははっきりしないとちょっと、あっちこちにいろいろなことが出てきてしまっている感が。

【事務局】 失礼しました。

【会 長】 そういったところは事務局にお任せするとして、内容についてなのですが、いかがでしょうか。

【委 員】 要するに5ページの頭のところが結論なのだと思うのですが、6行あるのですが、句点ばかりで、これ声を出して読むと途中で息切れする。

【会 長】 そうですね、一文が長い傾向があるみたいですね、この文章。

【委 員】 それからこれ声を出して読んでいくと途中で酸欠になってしまう。その3

行前、「平成27年4月に向けて短い期間で国立市における利用者負担額を決定していかなければならない状況を鑑みると」という文は要らないのではないかと。なぜかという、もうゴールがあったために審議会で大変ですというふうに考えたのですみたいにとられるかなということよりは、この文言をかえるわけですが、前後となってしまうことが想定されるというのであれば、所得税ベースで現在、別紙1のとおり所得税ベースで現在の保育園の保育料と変わらない基準をもって算定することが望ましいとの結論に達し、それだけ読むとかた苦しくなるけれども、のほうがすっきりするのではないかな。先がないから大体こんなところになりましたみたいにとられてしまうかな。気持ちは十分わかりますけれども、なくてもいいのではないのかという気がしますけれども。

【会 長】 今、ご指摘があったところは削除ということによろしいでしょうか。では、済みません、その部分は削除していただきたいと思います。

【委 員】 削除したところにまた入れてしまうと長くなってしまいますのですが、答申本文の5にあったように、やっぱり保護者への負担増とならないように考慮し、審議を行って所得税ベースが、やっぱり今よりも負担が上がらないというところで、そこを選んだのだと思うのですね。だからそういった文章が入ったほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

【会 長】 特に2万円の話は前もしているのもう2万円の話は要らないかもしれないし、どちらかという先ほど皆様のご意見にあったように、子育て保護者支援ということの状況から見てということで統一して、最後の結論は締めていただいたほうがいいかもしれない。そういう方向でよろしいでしょうか。

【委 員】 はい。

【会 長】 では、委員の意見もぜひとも入れてください。

ほかにはご意見いかがでしょうか。

では、5ページの残りの部分も読んでいただけますでしょうか。

【事務局】 (2) 幼稚園の利用者負担額に関する検討。幼稚園の利用者負担額については、国から示されている下記の保育料について検討を行った。検討の結果、国が示した保育料と現在の幼稚園等補助金を給付された世帯の負担額を比較した結果、世帯負担の差が少ないことから、国の基準で示されている利用者負担額は異存なしとの結論に至ったことです。

【会 長】 この幼稚園に関してはよろしいでしょうか。これは別紙3もついています。両方必要ですか。そう、一番最初に別紙3が出てくるのですね。

【事務局】 はい。

【会 長】 答申本文のところに。

【事務局】 別紙3なのですが、別紙1、2に比べて別紙3のつくり方が弱いとうちのほうで判断いたしまして、今、別紙3と差しかえをしていただきたい。内容は一緒になります。

【会 長】 とすればここに表は要らないのではないですか、本文中に。

【事務局】 別紙3の一番最後の表になるのですが。

- 【会 長】 これとは違う表が出てくるのですね。
- 【事務局】 一番最後の表の別紙3、内容は一緒でございますが、差しかえをさせていただきます。
- 【会 長】 全く同じものではないから。
- 【事務局】 5ページ目の表については、国が示した表ということで、残されていたほうが。
- 【会 長】 なるほど、そういうことですね。了解です。本文には別紙3に至ることは書かないで大丈夫ですか。
- 【事務局】 先ほどのものと同じ形にさせていただければ、別紙3に至ったとき、こっちもつけ加えさせていただきます。
- 【会 長】 はい、お願いします。ほかに大きい幼稚園の(2)の件で何か。
- 【副会長】 (2)幼稚園の利用者負担額に関する検討、幼稚園の利用者負担額については、国から示されている下記の保育園料について検討を行った。検討の結果、〇〇なら比較した結果、ちょっと結果がダブっているので、検討の結果は要らないのではないですか。
- 【会 長】 検討の結果を削除してください。
- 【事務局】 はい。
- 【委 員】 もう1つ、本当にささやかなこと。国から示されている、今、委員がおっしゃった、国が示したでいいかなど。やっぱり字数がいろいろあると本当に。今、そうおっしゃいましたよね。1字でも2字でも少ないほうが読まれやすい。
- 【会 長】 1行目も「国が示した」に修正すると。
- 【副会長】 保育料でいいのですか、幼稚園も。
- 【委 員】 普通は授業料というのですが、でも親会と周りの方はダメ。保育園は授業料、学校ですからと言っているのですけれども。
- 【副会長】 国が示したのは利用者負担額ですけれども、本文では保育料。
- 【事務局】 こちらのほうは利用者負担額に統一します。1行目のところの保育料の後に利用者負担額と入れさせていただきますと思います。
- 【会 長】 幼稚園の大きい2番についてはよろしいでしょうか。
では、3番の短時間保育のところをお願いします。
- 【事務局】 (3)短時間保育の利用者負担額に関する検討。保育園2号、3号の利用者負担額については、国から示されている金額(率)があるが、これについて適正かどうかを検討した。その結果、国の基準で示されている利用者負担額(率)マイナス1.7%が望ましいとの結論になった。
- 【会 長】 ありがとうございます。本文は以上ですが、最後のページが。保育の利用者負担額について、これについてもいかがでしょうか。
- 【事務局】 △1.7パーセントが入るところですが、前の表記はマイナスとした表記を書いています。
- 【会 長】 マイナスの修正、△をマイナスに。
- 【事務局】 はい、統一を。

【事務局】 それと済みません、(3)で本日急遽検討していただいた延長保育料、公立の、その部分もこの3につけ加える形で。

【会長】 つけ加えて。

ほかにご意見がなければ、細かいところは事務局のほうで修正していただいて、おむね答申の方向としてはこの案でよろしいということで、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。

では本日の議題は以上となります。まだ少し時間がありますので、先ほど事務局のほうとお話ししていたのですけれども、委員のほうが保護者の方にいろいろご要望を聞いてくださったということで、何かここで共有できる、もちろん統計的に意味があるとかというよりも、生の声を参考にとということが必要かと思っておりますので、もし何か特にご報告いただけることがありましたらお願いしたいのですけれども。

【委員】 そうですね。ただ、ちょっと前回のときに議事録に残るという点でお伝えそびれたところがあったので、1つだけ修正させていただきたいのですけれども、アンケートは意味がないとおっしゃった、ご意見をいただいたのですけれども、アンケートそのものは、例えば入所1人の方は保育料が下がる可能性もあるとちゃんと事前の説明をした上で、入所している方が1人の方は、もしかしたら国の基準どおりを選ぶかもしれないというところを見たかったアンケートだったので、でも、結局はその方がいなく、少なかったということだけちょっと訂正させていただきたいなと思えます。

【会長】 この件に関してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたらこれで議事が全て終了いたしましたので、一言ずつ何か感想なり、きょう皆さんご意見いただいたのですけれども、最後になりますのでご協力いただけたらと思っているのですけれども、大瀧委員、よろしいでしょうか。

【委員】 短い時間で本当に十分話が尽くせたかという心配もあるのですけれども、一番最初に皆さんがおっしゃっていたように、子どもが少なくなっている中で、国立市は子どもが育てやすいのだという、待機児童が30何人というのは、多分よその市町村や23区内と比べてもとても恵まれている状況ではあると思えますし、先生がおっしゃっていたように、保育料以外の部分で国立市の保育はすごく充実した面もあるということと、多分知らないことがまだいっぱいあると思うのですけれども、今回5回の中で、市民の方にも利用される、保護者の方にもというのができれば、育っていく子どもたちも住みやすい国立であるような方向性で話ができいったのではないかなとは思っていますので、ありがとうございますと言っていいのか、よろしく願います。

火曜日に市長に出されるとおっしゃっていましたが。

【事務局】 はい、答申ということで、きょうのまずまとめさせていただいて、答申書をお渡ししますので、会長を初め、各委員さんもお時間があればおいでいただければというふうに、後ほどご案内しようと思っていたのですけれども。

【会長】 お時間のある委員の方々、よろしく願います。

【委員】 私も5回出席させていただいた中で、十分検討されたかどうかということは、まだちょっと疑問があるところもあるのですけれども、でも、これからも国立で本当に若いお母さん方が子育てを頑張っていけるような環境をぜひ行政のほうと頑張っていたきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

【委員】 私も5回の中で1回欠席をしてしまったのですが、この中で議論が尽くせたかなと思うと、ちょっと疑問のところがあります。何か特に幼稚園のところはもう少し、もっといろいろお話をしたかったとか、もっと調べたかったなという思いがありまして、そこは難しかったかなと思います。

ただ、子ども・子育てという中で、公立保育園の保護者を代表させていただいて、アンケートをとってこういうことをやっているのだよということを知ることでもできましたし、その中でいろいろな意見をいただいて、今後にもつなげていきたいかなと思っております。ありがとうございました。

【委員】 私は幼稚園の保護者代表ということで、幼稚園の保護者の中でちょっと急遽私が決まったという感じだったので、本当に何もわからず出席させてもらって、いろいろ話を聞き、自分の意見を考えたり、言うことによって、自分個人としてとても勉強になって、やりたくてもやれない、すぐにできない、こういう審議会に出席すること自体がすごく自分のためにもなったなと思いますし、貴重な経験となって、急遽決まった割には私自身本当にありがたかったなと思います。

私は幼稚園の保護者なので、実は保育園のことはあまりわからなかったりしたのですけれども、結果的に保育園に関して保育料が上がらずに済んだというのは、とりあえずはよかったのかなという思いと、あと幼稚園に関しては実際に実は議論の時間がとても短かったので残念な部分ではあるのですが、制度自体が、実は幼稚園の保護者の中で園長先生とかが話をされても、後で保護者同士で話したときに、あの話は一体何だったのかというのが結構多くて、特に私は年長と年少の2人幼稚園に今、通っているのですけれども、私が行っている幼稚園は来年度は新制度に移行しないということで、実際に年長さんと年中さんの保護者の方、きょうだいに下の子がいれば関係ないわけではないのですけれども、ちょっとはてなというところで、先生、こんなに時間潰して、こんなに新制度の話をして何だったのかなという保護者の方が実際に本当に多くいたので、私自身は話し合いを重ねていく中で、こんなに大変なことなのだという思いと、全然周知されていないのだなという周りのお母さんたちの状況と、何かギャップを感じたりもしました。

5回出席できてとてもありがたく、ありがとうございました。

【委員】 保育園の現場で働いていて、数字に関してはこんなふうを考える機会ってなかなかないので、非常に難しい会だったなというふうに思っているのですけれども。それとやっぱり保育園のことは本当にわかるし、気持ちも入るのだけれども、やっぱり幼稚園のことって、今おっしゃられたようにどうしても自分としても実態があまりわかっていないところもある中で、確かにまだまだ話し足りない部分があったなというふうに感想としてあります。

ただ、やっぱり大瀧委員さんもおっしゃったように、本当に何回かの会議の中でも

このメンバーの中で、やっぱり国立で子育てをしたいと思えるようなとか、国立で子育てをしてよかったと思えるようにしていきたいという意見がかなり多く出たと思うので、それに関しては本当にうれしいなと私も同じ気持ちですし、みんなでそういう思いで話せたことがよかったなと思うし、また、できるだけ制度が変わっても各家庭に負担がいかないようにというところで、私も思っていましたし、実際にそういう結論が出たことはよかったなというふうに思っています。ありがとうございました。

【会長】 委員、お願いいたします。

【委員】 私もこの審議会なるものは私の得意分野ではなくて、前回の子ども総合計画には一応出させていただいて、どちらかといえばそちらのほうがより具体的というか、18歳までの子育て支援ということで、国立市の計画を立てるので、割にいろいろな幼稚園、保育園、それからまちの、中学校の居場所づくりとか、プレーステーションをつくったほうがよいとか、割にそういう具体的なところで、あまりお金には関係なかったものですから、たまたま順番として私がここに園長会から出させてもらって、やっぱり勉強になるというのは、こうやって保育料って決まってきたのだと。ただ、初めて加わった者としては、それが毎年あるのですね、この審議会は。私、国立市の議会の前に多分あるのだらうと思うのです、予算、12月の。何年こういうことをやっているのか、本当ごめんなさい、率直な意見です、やっているのかなど。

やっぱり子ども・子育て支援が出て、これは本当に委員は、私たちのPTAのPTPです、私はTで、同じ場で審議しているのはやっぱり幼稚園が主体なのですが、やっぱりいくら出ても、2つの縦割り行政みたいところで、お金の問題が出てくると、やっぱり国のさっき示されたというのがいっぱい出てきているとくだらないことを言ったのですけれども、示されている今の制度にのっとなって、国立市がそれを受けて、国立市は何をしていこうか、消費税10%に上がらなければ消えてしまうような今、置かれている状況ですよ、子育て新システムは。やっぱりみんなで考えて国立市でよくやりましょう、行政の方も一生懸命考えていらっしゃる。大分ふられていまずからね、国のほうから。だけれどこれ一体やっていて本当にお金があればできることなのか、お金をつくり出していただいて、やっぱり子どもたちというのは国の財産だと思うので、そのために国は本当に自治体に投げるといことはいろいろなあれがあるから、地方も、国中集めているいろいろなあれがあると、だけれども何かやっぱりこのところが本当に私は年がいつているので、こういうことを言って、この仕事から足を洗いたいと思っているのですけれど、国の予算の中で本当に下から考えて早いぐらゐの教育費、子育てにしかかけていないものを、またこうやって一生懸命審議して、同じような形になっているのではないかなと私の憶測で。というようにところに物すごくやっぱり論議できない。保育園も幼稚園も審議会のあれというのは、子育てを一生懸命やるようにお互いに考えようねというところまでお金が来ないことに、物すごい憤りを感じています。もう戦争に子どもをやるようなところにお金を使う。本当にこれはここと直接関係ないのですけれども、この中で一番年長者で、長いことそういう中にしてきた者としては、本当に皆さんの努力、行政の方の努力、一生懸命考えてやっていることが歯がゆいところなのですね。ここでうさばらしささせていただいて申

しわけない。現場が長いと本当に一生懸命育てていることに、やっぱりもっと国がしっかりと制度をつくったら、そのことを真剣に考えて、仕組みを変えていかなければやっぱりいい国民が育たないし、いい市民が育たないのではないかなとつくづく感じました。

これ、記録には残るのですよね。

皆さん一生懸命やってくださって、私もとてもいい勉強になりました。ありがとうございました。

【委員】 好きなことを言わせていただいて、事務方、大変だったと思います、資料をそろえたり、つくったり。これで日常業務がいっぱい新制度のほうだっている中で、これをやっていくのは大変だったろうなというふうに思います。実際に現場でもどう変わっていくのかというのが細かくはなかなか見えてこない中で、こういうたくさん資料をつくっていただいてありがたかったなど、事務方にお礼を申し上げたいと思います。

以上です。

【副会長】 2点、感想です。1点目は、制度変更は難しいなど。厚労省のほうではよかれと思って、うまくいくかなと思ったら、やっぱり現場ではもう調整にすごく大変で、試算1つとってももう大変な作業をした上でやらなければいけない。結局審議会を開いたけれども、やっぱり制度変更は結局できませんでしたという結論になりそうで、なかなか制度変更は難しいのだなというのが1点。

それに関連して、やっぱりどうしても議会制民主主義で政府、行政を回しているところがありますので、決していいことではないと、しょうがないのですけれども、負担増は選挙前にはしたくないというのがどうしても働くのだらうなというところがあって、制度変更、よかれあしかれ難しいなど実感した次第です。

2つ目の感想は、何かいわゆる待機児童というか、ちゃんと言い換えれば保育園不足なのですけれども、保育園不足の問題、特に東京都市部の問題、大阪もそうかもしれない。東京は特にひどいのです。首都で保育園不足をやっているのに、全然何で待機児童はまだ減らないのだらうというのが、本当に率直な感想で、要は誰かが負担しなければいけないのですね、年間1兆円ぐらい、待機児童をなくしたいなら。誰もそれを言い出せないと。もし国立市がやるのなら、はっきり言えば固定資産税上げて、もうやるしかないですけれども、誰もそれを言い出せないところがあって、なかなか難しいのだなというのも率直な感想です。以上です。

事務方、いろいろ本当にお疲れさまでした。

【会長】 どうもありがとうございます。

私も本当に、ふだんは保育の内容のことばかり考えていて。ただ、本当に国にしても市区町村にしても、本当に台所が回っていかないと、もう経営的な視点がないところという保育というのは、日本の保育というのは成り立たないので、すごくその大事さを感じながら参加させていただきました。

新制度について、私はとてもいい方向に、今、国がやっと子どもにお金をかける時期が来たのだという意味ではとても、ここでが一つといかないと、追い風にしないと

チャンスがないのではないか、子どもにお金を使おうと国が動いてくれるにはという意味では、とても期待しているところもあるのですけれども、こうやって地元レベルになってくると、結局市が負担したり、保護者にちょっと負担がいたりという、残念感が少し残っていますが、それよりも何よりも幼保、認定こども園を超えて、やっぱり子どもを保育していくことをきちんと国立市がどう考えていくかというのを、公立、私立を問わずにこうやって実務の先生方であるとか、保護者の方とかが、地域の方とかが話し合われていく機会はとても意味があることなのではないかなど。今回何も保育の中身は話していない、ついでの話ではないのですけれども、子どものことを考えて、子どもを育てる家庭のことを考えて、意見交換をする場がやっぱりボトムアップ的に、国から言われた、示された基準とかよりも、今の国立市はどうなのだろうか、どうなのだろうか、幼稚園の状況はどうなのだろうかとお互い知り合いながら、どこの家庭の子どもでも同じように質が保証されて、家庭の負担も保障されるような形に今後なっていってほしいなという願いを強く持った審議会でした。

本当に司会進行がうまくいかず、前回も時間オーバーになったり、進行がうまくいかなかった拙い司会で申しわけございませんでした。事務局の方も大変お世話になりました。皆様も本当にご苦労さまでございました。

何かお知らせが、伝達事項が。

【事務局】 それでは今回最終ということで答申を出させていただきますが、そのスケジュールについてお知らせしたいと思います。

まず10月28日に、今回の答申案を答申とさせていただきますので、10月28日の9時に市長室でこちらのほうの答申を市長に提出するというを行います。

それが終わった後、こちらの答申につきまして、パブリックコメントを行う予定でございます。期日といたしましては、10月28日に答申を出すので、翌日の29日から11月18日までという形を想定しております。

そのほか、こちらの答申の説明会というのを住民に対して行う予定であります。説明会の予定を申し上げますと、11月15日の土曜日ですね、北市民プラザで午前10時から11時で行う予定でございます。また、もう一回ございまして、11月20日木曜日、こちらは市役所の第4会議室、時間は夜の7時から8時ですね。こちらのほうを開催する予定でございます。こちらのほうは市報の11月5日号に掲載する予定でございます。

答申を受けたものを12月の議会に上程をして、条例として上程させていただきますので、議会を通して決定する予定となっております。

こちらからは以上です。どうもありがとうございました。

【事務局】 済みません、事務局のほうからもお礼ということで。7月から5回にわたって本当に急ぎ足でお願いしました。あと各委員さんお引き受けいただいて、かなり無理というか、非常に忙しい中をお引き受けいただいて本当にありがとうございました。この場をおかりして、御礼申し上げます。

先ほどの答申の儀式なのですけれども、もしこの後、28日9時からご出席できるようでしたら、一言お声かけいただければというふうに思いますので、よろしくお願

いたします。

どうもありがとうございました。

【会 長】 では、本日の審議はこれで終了させていただきます。本当にありがとうございました。

— 了 —